

平成30年度 第5回 船橋市行財政改革推進会議

日時：平成31年2月1日（金）

午後3時00分～午後5時00分

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

次 第

1. 議 題

- (1) 受益者負担について
- (2) 歳入について
- (3) 歳出の見直しについて

2. その他

- ・（仮称）船橋市行財政改革推進プランについて

（配布資料）

【資料1】 平成30年度第4回船橋市行財政改革推進会議意見要旨

【資料2】 受益者負担について ～下水道使用料の見直し～

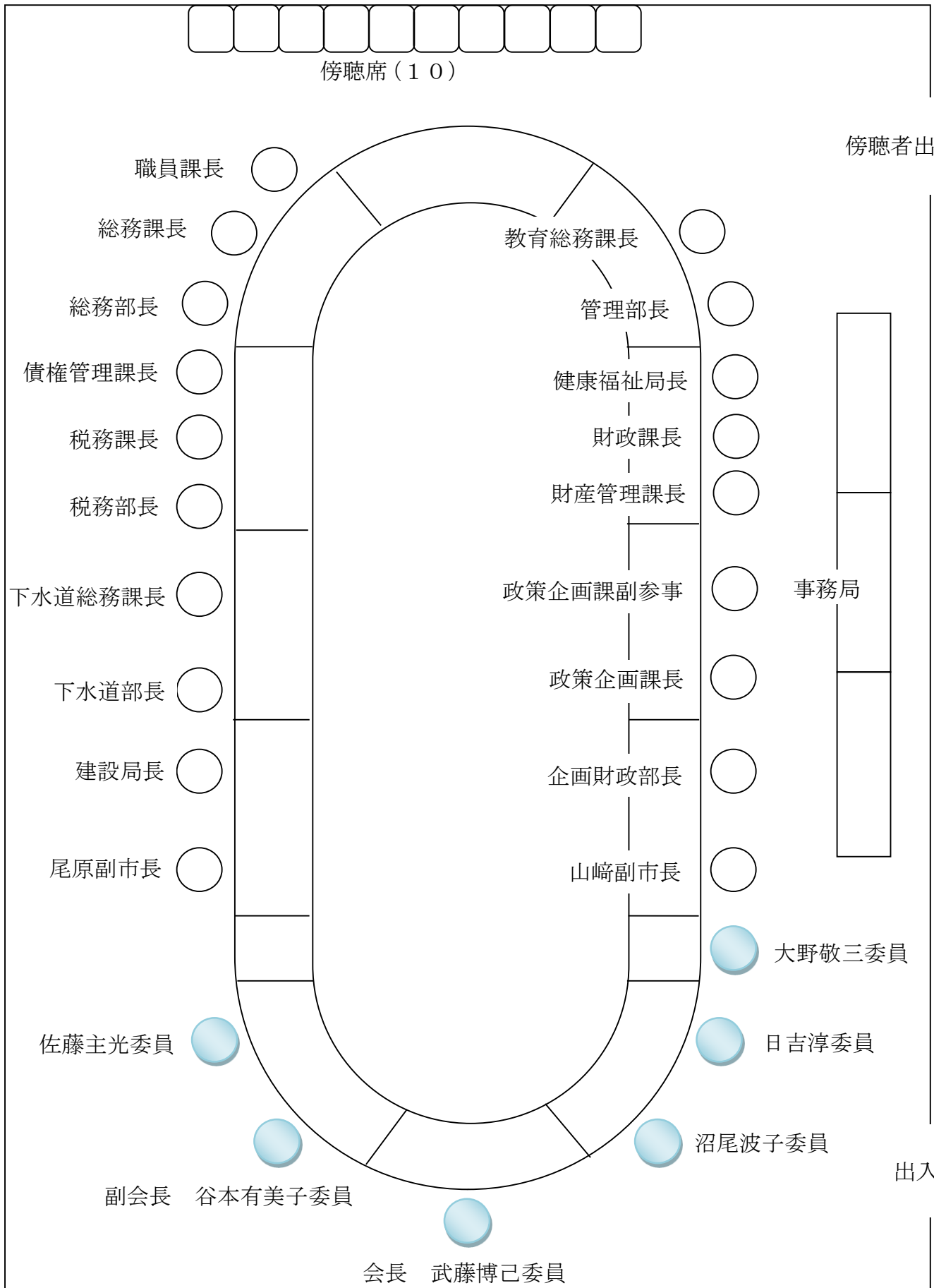
【資料3】 安定的な財政運営のための歳入確保について ～市税徴収率向上の取組み～

【資料4】 普通建設事業の見直しと公共施設マネジメントについて

平成30年度 第5回 船橋市行財政改革推進会議 席次表

平成31年2月1日(金) 15:00~

市役所本庁舎9階 第1会議室



平成 30 年度第 4 回船橋市行財政改革推進会議 意見要旨

議題 1. 行財政改革の推進に関するアンケート調査について

- アンケート結果から、船橋市民は民間活力の活用に抵抗感があまりなく、指定管理者制度の導入等は理解を得やすい環境にあることが示唆されている。また、学校の余裕教室を他の公共施設へ転用する等の有効活用について、アンケート結果から理解を得やすい環境にあることが分かる。
- 「借金の返済が急激に増加する」という課題を市民が知らず、関心を持っていないということが結果から分かる。市が課題意識をどのように市民と共有していくかが重要だと思う。
- 紙ベースの広報誌による情報発信に頼っている時代は続かないと思う。ホームページや SNS を活用し、市民に浸透させていくことが重要である。
- 地域別のクロス集計について示して欲しい。
- 行財政改革で重点的に取り組む必要があると思うものはどれかという設問に対し、回答率が高い行政内部の効率化を重点的に取り組むことを市民は求めていると思う。
- アンケートに答えている市民の目線からすると、現状の自分たちの暮らしの中で課題だと思っていることをもとに回答している可能性があるため、年齢別や居住年数別、同居人の状況等から、クロス集計を行い、実態がどうなのか、詳しく調べ、今後の施策に活用してほしい。
- 民間活力の導入に関する設問について「公的なサービスを民間に任せると不安」という回答は市民が民間活力の活用に対し、漠然としたイメージを持っていることの現れなので、しっかり説明し、市民の方に理解してもらう必要がある。
- アンケート結果から、船橋市民は行革に好意的であることが言えると思う。

議題 2. 受益者負担について

- 資本費をそのまま原価に算入してしまうと、使用料が大幅に上昇してしまう施設もあるため、算出方法については再度精査してほしい。特にスポーツ施設はスポーツ都市宣言等の歴史的背景からも資本費を算入することは見直す必要があると思う。
- 施設毎の財務諸表を作成し、減価償却費を含めたフルコストが見える化する必要があると思う。そのコストを受益者負担にするのか、税金で賄うのかは政策判断になる。アンケート結果からすると、船橋市民は税金で負担するより受益者負担を好むと思う。
- 国庫補助金は事業手法によって充当率等に差があり、施設毎に原価の考え方にばらつきが生じる可能性があるため、資本費から除くことは慎重に検討した方が良い。
- 資本費を算入することは、施設更新の積立金の確保と考えることもできるため、更新時に再度もらえるかわからない国庫補助金を除いてしまうと、積立金が確保できない可能性もある。

- 受益者負担割合の設定における公益性については、まず公益か私益かの2つに分けた上で設定し、さらに政策的にどうするかを別の仕切りで枠組みを考えた方が良い。
- 使用料の算出については、段階的に整理をする必要がある。まず施設のフルコストを算出し、次にコスト負担をどのように求めていくかという検討する。そして最後に政策判断に関することを考慮して検討すべきである。
- キャンプ場について、最近は市場的な要素が増えてきていると思われるので、使用料徴収を検討した方がいいと思う。

議題3. 指定管理者制度の導入について

- 課題解決に一定の時間を要する施設こそもっと急いで検討を進めるべきである。
- アンケート結果から民間活力の活用については賛成という回答が多かったので、指定管理者制度については、スピード感を持って、しっかり進めてほしい。
- 仕様書で業務内容をはっきりと固めず自主事業の余地を残すことで、指定管理者は行政の直営時代ではできなかった事業を生んでくれることがある。

議題4. 業務の見直しについて

- 非効率な業務工程を探す際は、自治体間ベンチマーキングのように他自治体と比較することが有効だと思う。
- 単に形式論的に業務フローを作成しても、感覚論になってしまうため、現場職員と議論する意見交換の実施が大事である。
- 今の業務を前提にAIやRPA等を使うのではなく、キャッシュレス、ハンコレス、ペーパーレスを進めるのであれば、それを前提にした業務の見直しを検討しても良いと思う。
- 各課への聞き取りについては、ゴールを見据えてそこに当てはまるものだけ聞いていくのではなく、様々な段階で実施し、効率化につながるような聞き方を検討することが大事である。
- 通常の業務の棚卸では上がっていない資料送付や内部調整等の業務を職員は多く抱えている。この機会にそのような業務についても実態を把握してもらいたい。



平成30年度第5回 船橋市行財政改革推進会議

受益者負担について ～下水道使用料の見直し～

平成31年2月1日

下水道部 下水道総務課

企画財政部 政策企画課

1. 下水道使用料見直しの背景

〈将来財政推計〉

(予算) (推計) → (単位: 億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
歳入総額(A)	2,064.9	2,085.3	2,027.8	2,014.5	2,061.0	2,083.1	2,053.9	2,096.4	2,070.0	2,056.0	2,072.7
市税	999.8	1,001.8	1,003.5	993.1	1,004.9	1,012.3	998.5	1,003.1	1,003.1	990.7	995.9
国県支出金	475.0	480.0	461.0	463.3	468.0	469.5	470.8	483.9	476.3	477.5	475.7
財源調整基金繰入金	48.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
市債	194.5	205.8	138.5	122.5	151.1	161.9	147.2	169.5	146.7	139.0	151.7
その他	347.6	357.7	384.8	395.6	397.0	399.4	397.4	399.9	403.9	408.8	409.4
歳出総額(B)	2,064.9	2,121.2	2,061.1	2,054.5	2,109.9	2,149.1	2,112.1	2,149.9	2,126.7	2,126.4	2,123.8
人件費	356.1	356.4	365.4	364.0	362.0	371.2	365.2	365.8	361.1	368.4	361.2
扶助費	559.5	572.4	588.3	601.0	610.3	613.3	615.0	623.6	624.8	626.1	627.5
公債費	132.5	146.1	155.9	168.7	177.9	180.3	178.7	178.7	183.5	184.7	187.9
普通建設事業費	271.3	287.6	195.9	158.9	199.6	214.0	182.4	198.6	179.4	161.3	167.1
その他	745.5	758.7	755.6	761.9	760.1	770.3	770.8	783.2	777.9	785.9	780.1
収支額 (A)-(B)		△ 35.9	△ 33.3	△ 40.0	△ 48.9	△ 66.0	△ 58.2	△ 53.5	△ 56.7	△ 70.4	△ 51.1

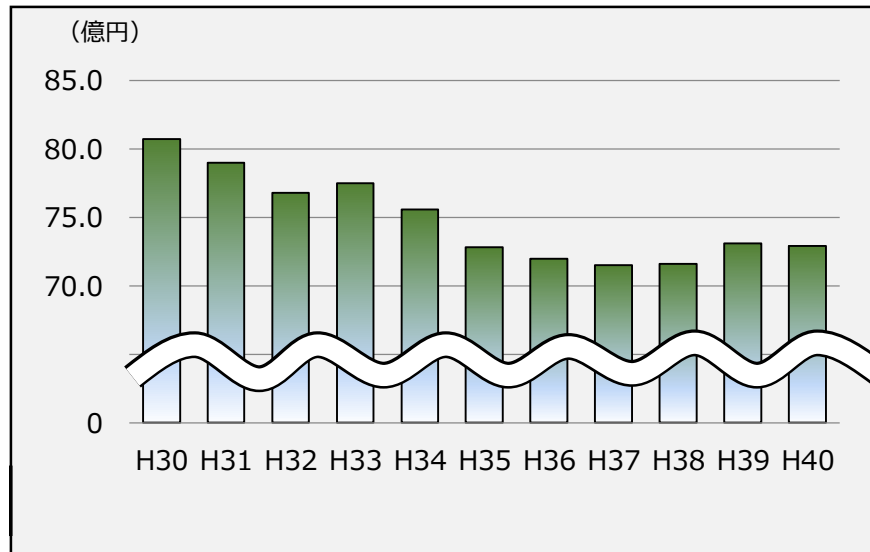
歳入を歳出が上回り、予算編成が困難になる



★意見書における提言

下水道使用料の水準については、例えば総務省の繰出基準を勘案する等
見直しを検討するとともに、定期的に見直しをする仕組みを確立されたい。

〈下水道事業への繰入金の推移〉



今後繰入金は緩やかに減少するが、引き続き70億円超を必要とする

2. 下水道事業会計の現状

★下水道事業 ⇒ 地方公営企業

公費負担すべき額のほかは、料金収入で事業経費を賄うこととされる独立採算事業

下水道事業の主な収入 (H30予算)

- ・下水道使用料 …約76億円 ※消費税込
- ・整備のための財源 (国庫補助金・企業債等)
…約116億円
- ・一般会計繰入金 …約81億円

- 雨水処理に要する経費
- 高度処理に要する経費
- 分流式下水道等に要する経費
- 汚水処理経費不足分 等

下水道事業の主な支出 (H30予算)

- ・維持管理費 …約59億円
- ・整備費 …約98億円
- ・企業債元利償還 …約119億円
- ・減価償却費 …約61億円

⇒現状では、
会計を維持するため、
一般会計から多額の
繰入を行っている。

3. 今回の論点

★意見書における提言(再掲)

下水道使用料の水準については、例えば総務省の繰出基準を勘案する等 見直しを検討するとともに、定期的に見直しをする仕組みを確立されたい。



論点

① 使用料の水準の見直しにより、いくらにするべきか？

一般会計の予算がひっ迫する中、現在は汚水処理経費を繰入金で補填している。
原則使用料で負担することが望ましい経費を、いくらまで回収するのか。

⇒ ・経費回収率(%) ・使用料単価(円/m³)

② 今後の定期的改定を担保する仕組みは？

定期的な改定のためのルールをどう設定するか。

⇒ ・何年ごとに(期間) ・どれだけ(程度)

論点① 使用料の水準の見直しにより、いくらにするべきか？

汚水私費の原則に基づけば、汚水処理経費を使用料により全額回収することが望ましい

しかし、本市の現状は原則から大幅に乖離している。

(H28年度決算値… 経費回収率※1:約82.2% 使用料単価:約135円)

他団体との比較(中核市)

(地方公営企業法適用41市、
H28年度決算ベース)

◎経費回収率※

100%以上 ……12市(全体の約29%)

95%以上 ……21市(全体の約51%)

中核市において、半数近くの団体が
経費回収率100%付近

団体名	普及率	経費回収率※	使用料単価 (円/m)
函館市	90.3%	145.5%	156.42
尼崎市	100.0%	138.9%	103.46
東大阪市	98.6%	123.6%	125.42
高崎市	73.0%	117.6%	124.03
大津市	98.3%	116.4%	186.11
旭川市	96.8%	108.4%	166.48
那覇市	98.1%	105.7%	95.42
柏市	90.0%	105.1%	147.37
秋田市	93.0%	104.3%	177.98
長野市	93.6%	102.8%	191.10
豊中市	100.0%	102.7%	85.30
川越市	85.4%	102.3%	98.31
豊橋市	75.2%	99.2%	131.71
呉市	87.0%	99.1%	194.32
長崎市	93.7%	98.6%	208.78
奈良市	91.2%	96.4%	108.14
横須賀市	97.7%	95.9%	164.23
岐阜市	93.3%	95.6%	121.88
西宮市	99.9%	95.3%	101.68
富山市	91.9%	95.2%	182.24
久留米市	79.0%	95.1%	180.50
宇都宮市	86.0%	90.5%	151.66
大分市	62.6%	90.4%	156.57
福山市	71.6%	90.3%	167.27
鹿児島市	79.0%	88.2%	107.33
高槻市	99.6%	87.2%	126.09
松山市	61.9%	86.3%	178.26
前橋市	70.5%	83.8%	111.03
高知市	59.2%	83.2%	153.68
枚方市	95.5%	82.2%	149.74
金沢市	97.8%	82.1%	135.31
宮崎市	89.1%	81.2%	133.82
郡山市	72.9%	77.2%	177.19
いわき市	53.7%	76.9%	174.36
盛岡市	88.5%	73.6%	154.00
岡崎市	88.2%	73.3%	119.19
豊田市	71.3%	72.8%	121.83
下関市	75.5%	72.5%	170.05
高松市	63.3%	71.7%	143.79
佐世保市	57.3%	64.0%	148.98
姫路市	91.6%	61.2%	152.33

$$\text{※ 経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費} + \text{分流式下水道に要する経費}} \times 100 (\%)$$

汚水処理経費

(▶ 出典：平成28年度地方公営企業決算状況調査)

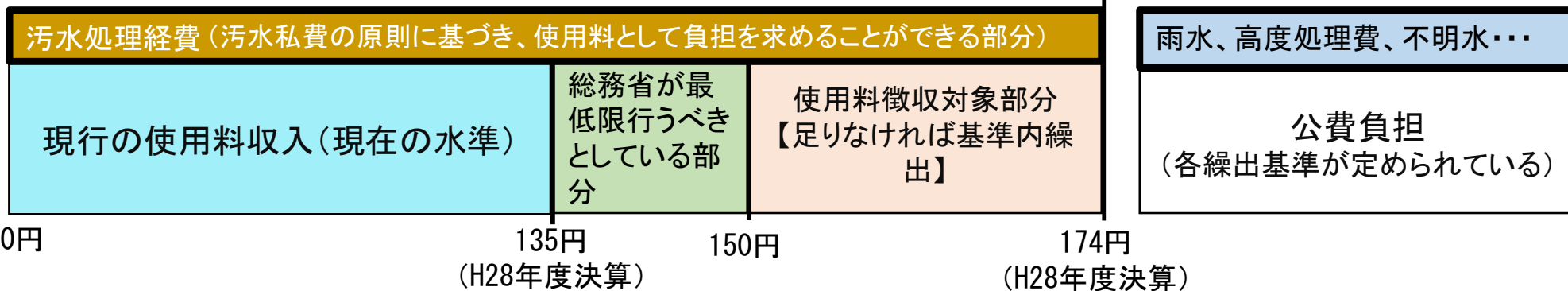
◎汚水私費の原則

- ・回収①は汚水私費の原則による全額回収
- ・回収②は総務省が示す「最低限行うべき経営努力」である、150円/㎡。

事業経費と財源の関係(上段:経費、下段:財源)

回収②

回収①



〈総務省が最低限行うべきとしている部分〉

【船橋市の現状】

・公費負担している。



【基本的な考え方】

総務省の示す「最低限行うべき経営努力」の中で使用料としてとるべき。

〈使用料徴収対象部分〉

【船橋市の現状】

・公費負担している。



【基本的な考え方】

●汚水処理経費として実際にかかっている経費であり、汚水私費の考えから料金対象として良い。

公費繰出基準は、「自治体の実態に即し運営して(総務省)」よい。

●料金が不足する際は、基準内繰出が可。

(繰出要旨) 分流式整備があり、回収率②(150円)以上の汚水処理経費に対し、料金が不足する場合に基準内繰出が可となる。

論点① 使用料の水準の見直しにより、いくらにするべきか？

中核市の普及率と経費回収率の関係

◎下水道普及率と経費回収率の関係

普及率の高い団体ほど経費回収率が高い傾向にある

考えられる理由

・普及率の高い団体・・・

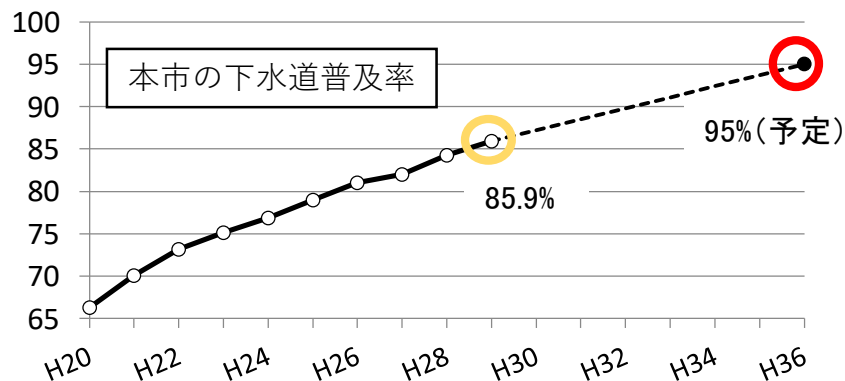
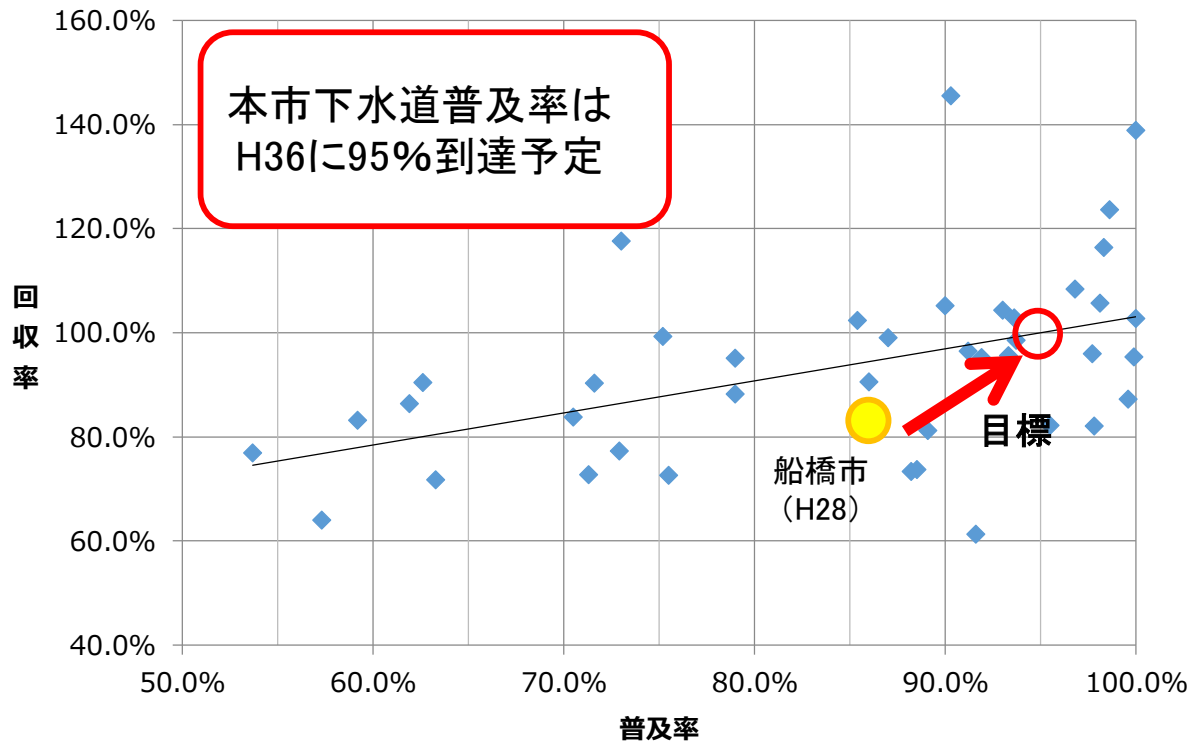
整備の概成に伴い普及率が高くなると、有収水量が確保でき料金収入が得られるため？

・普及率の低い団体・・・

未供用区域のために整備された施設の減価償却費を、現在の使用者に賦課することが適当ではないと考えているため？

本市の経費回収率は、普及率(85.9%)から見て他市水準よりも低い状態

下水道事業の概成に向けて経費回収率100%を目指すことは妥当である



論点② 今後の定期的改定を担保する仕組みは？

・何年ごとの定期改定が適当か

使用料算定期間の標準的な考え方

(『下水道経営ハンドブック』 下水道事業経営研究会 編集)

“公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたって、その期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。

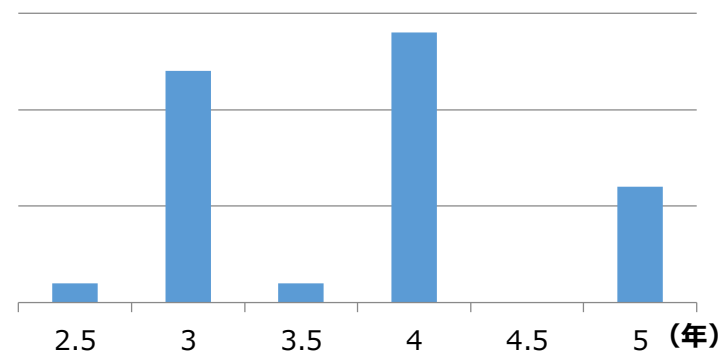
これらのことから、使用料算定期間は、一般的には3～5年程度が適当である“

他団体との比較(中核市)

平均値:3.76年 最頻値:4年

※本市の従来の使用料算定期間:4年

中核市の使用料算定期間



・改定における料金設定の目標は

論点①で整理したとおり、妥当性のある数値としては経費回収率100%。

一度100%回収に到達した後も、4年を目安に料金水準を検証するルールとする

4. まとめ

行財政改革における下水道使用料見直しについて、以下の通り検討を進める。

① 将来的に汚水処理経費を全額回収することを目標とする

- ・汚水私費の原則に基づき、汚水処理経費の全額回収を目標に設定
- ・平成36年度に下水道事業が概成(普及率95%)する計画であることに伴い、将来的に経費回収率100%を目指した改定検討を行う

② 4年毎に定期的に使用料見直しを行う

- ・使用料算定期間を4年とし、算定期間毎に使用料を見直し改定検討する
- ・改定の目標額は、経費回収率100%

5. 今後の検討事項

◎具体的な制度設計について

経費回収率100%をいつの段階で達成するのか

- ・1回の値上で達成すると市民負担が急増するため、段階的な値上改定等を検討
- ・スケジュールについて併せて検討

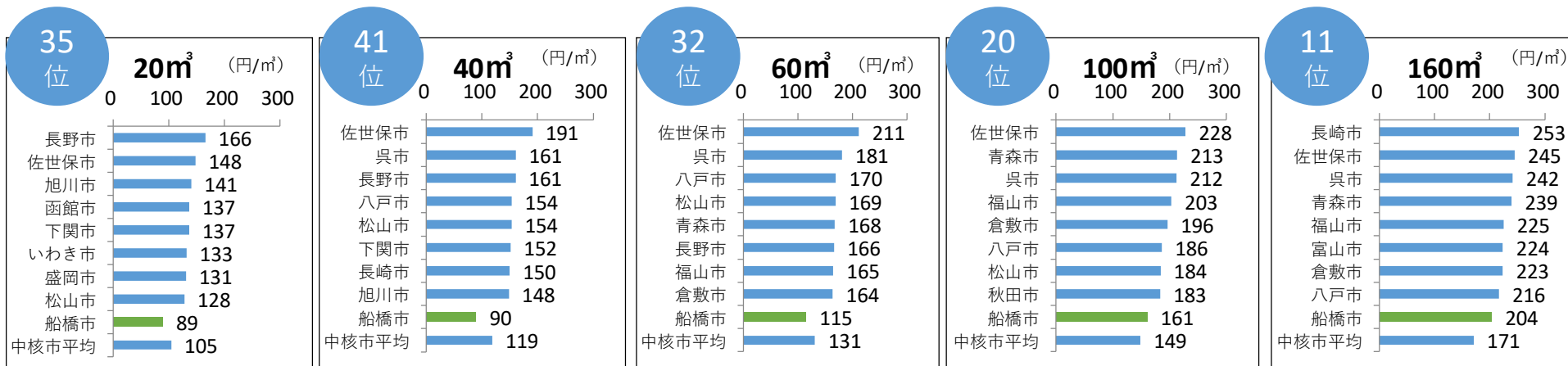
◎使用量階層ごとの改定率について

どの使用量階層にいくら負担を求めていくか

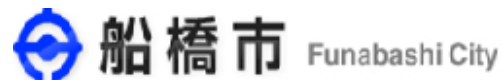
〈参考〉平成29年度第4回船橋市行財政改革推進会議より

中核市（48市）との比較

1回の請求(2月分)の使用水量あたりの使用料単価(m³/円[税抜き])



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。



平成30年度第5回 船橋市行財政改革推進会議

安定的な財政運営のための歳入確保について ～市税徴収率向上の取組み～

平成31年2月1日

税務部

(税務課・市民税課・資産税課・債権管理課)

(1)市税収入の確保(徴収率の向上)について

意見書(抜粋)

歳入の約5割を占める市税収入の徴収率の向上に努めることは、最も力をいれていかなければならない行財政改革の一つである

【提言】

1. 徴収率向上の取り組み

- 中核市平均を上回ることを目指す
- 徴収率向上につながる業務を整理、注力する業務の洗い出し

2. 課税・徴収体制の強化

- 組織体制や事務執行の見直しの検討
- 税についての専門性を高める人材育成や職員配置

徴収率の現状

(徴収率:決算時における市税全体の調定に対する収入率)

		船橋市徴収率	中核市平均徴収率	順位
平成28年度	現年分	99.0%	99.1%	24位(48市中)
	繰越分	31.8%	28.8%	15位(48市中)
	合計	96.2%	96.4%	27位(48市中)
平成29年度	現年分	99.0%	99.2%	36位(54市中)
	繰越分	30.7%	28.5%	16位(54市中)
	合計	96.6%	96.8%	32位(54市中)

【出典】平成28年度:都市要覧(平成29年度版)(中核市市長会)

平成29年度:「2017年度(平成29年度)市税決算状況等について(回答集約結果)」(福山市)



目標

税務部として明確な目標値を掲げ、部全体で取り組む

目標

市税徴収率の中核市平均は、年度により変動するが、中核市の上位である徴収率99%以上を目指していくこととし、当面は中核市平均を常に上回ることを目標とする。

市税徴収率を

☆ 平成30年度	→	<u>97.1%へ</u>	(平成29年度中核市平均96.8%)
☆ 平成31年度	→	<u>97.6%へ</u>	
☆ 平成32年度	→	<u>98.1%へ</u>	

※ 目標値は過去3年(平成27・28・29年度)の徴収率の伸び平均を基に設定した。

※ 目標値は毎年度検証し、状況により上方または下方修正を行う。

(2) 平成30年度の取り組みについて

方針

- 滞納繰越にせず、早期の完納を目指す

取り組み内容

【現年課税分】

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 納税コールセンターの活用 | 債権管理課 |
| ② 滞納処分の強化 | 債権管理課 |
| ③ 固定資産税申告漏れ調査(償却資産) | 資産税課 |
| ④ 多様な支払方法の導入検討 | 税務課 |
| ⑤ 徴収率の高い他市の状況分析 | 債権管理課 |

【滞納繰越分】

- | | |
|-----------|-------|
| ○ 滞納処分の強化 | 債権管理課 |
|-----------|-------|

拡充

※ 滞納処分

⇒ 納税義務の履行を納税者の任意の意思に期待できない場合、徴税吏員が自ら滞納者の財産を差し押さえ、換価し、その換価代金をもって滞納税金に充当する一連の強制徴収手続

〔 処分のできる財産がないとき、処分によって生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び財産がともに不明の場合は執行を停止 〕

平成30年度の具体的な取り組み内容

① 納税コールセンターの活用

平成19年度から民間委託により導入した納税コールセンターの活用による早期の滞納解消

▶ 現年度滞納についての早期催告

⇒ 滞納累積の防止、現年度の徴収率向上、滞納繰越の減少

▶ 平成30年度から架電業務に加え、**受電業務**(電話一次対応)を追加(受電担当4名)

⇒ 課の受電数が減少

※平成30年度4月～12月センター受電実績：12,889件、うちセンター完結 7,252件(56.3%)



受電に係る約2.25人工分の業務量を実質削減

② 滞納処分の強化

≪ 納税コールセンターの活用効果 ≫ 職員による滞納処分等業務への更なる注力が可能



差押えや執行停止などの調査件数が増加



実績

	差押え		執行停止	
平成29年12月末	1,317件	770,263,410円	120件	121,453,247円
平成30年12月末	1,982件	1,053,587,756円	601件	279,548,921円
増件数・金額	665件	283,324,346円	481件	158,095,674円

③ 固定資産税申告漏れ調査(償却資産)

国税資料の閲覧による償却資産の未申告者及び申告漏れ資産の捕捉



新規課税の掘り起し

- 30年度：太陽光発電設備認定データからの捕捉等（実績：32件、税額 26,829,500円）
- ノウハウを継承するため、経験年数の短い職員を同行させるなど、研修を併せて実施

④ 多様な支払方法の導入検討

市民サービスの向上、市税徴収率向上を目的としたペイジー等、電子納付の導入を検討

- 導入による納付データの迅速な確認等も見込まれる
- 31年度以降、順次実施

⑤ 徴収率の高い他市の状況分析

中核市及び近隣市への調査・分析

⇒ 他市において特別な手法はなく、本市でも行っている措置を確実に実施

- 財産調査、差押え、コールセンター、不動産公売、搜索、税務署と連携した所得税還付金の差押え、相続財産管理人を活用した財産処分などの確実な実施



平成30年度 12月末現在の市税全体の徴収額

予算額 999億8,360万円

調定額 1,014億2,967万円

収入済額 758億0,004万円

対予算比 75.8%

前年同月 75.5% → +0.3%

対調定比 74.7%

前年同月 74.5% → +0.2%

(3) 平成31年度からの取り組みについて

取り組み内容

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 滞納処分の強化 | 債権管理課 |
| ② 徴収部門における専門職員
(国税OB・フルタイム)の配置 | 債権管理課 |
| ③ 固定資産税申告漏れ調査の強化(償却資産) | 資産税課 |
| ④ 市民税未申告者に対する調査の強化 | 市民税課 |
| ⑤ 多様な支払方法の導入と更なる検討 | 税務課 |
| ⑥ 口座振替の更なる推進 | 税務課 |

拡充

平成31年度以降の具体的な取り組み内容

① 滞納処分の強化

差押等の滞納処分は徴収率の向上に直接結びつくが、マンパワーによるところが大きい

債権管理課の組織再編

業務の効率化のための組織の見直し(8係→5係)による実務担当者確保
(各係長の負担増は、国税OB職員によるフォローで補う)

→ 3人工確保により約300件の滞納処分が可能に

部内組織の最適化(組織再編・職員配置の見直し)

業務の非効率部分の解消に向けた部内組織の見直し(平成31年10月実施を目指し、現在検討チームを設置)

業務委託の検討

- ① 窓口業務の一括委託の研究
証明等窓口業務の大半を行う非常勤職員のシフト調整や休暇等の代替など、管理面での常勤職員の負担が常態化。
- ② コールセンター業務委託の拡大
債権管理課で行っているコールセンターの受電業務委託を税務部全体に拡大。(平成32年度実施目標)

RPA、AI・OCR等の活用

定型書類の大量処理対応に向けた、RPA、AI・OCR等の活用についての研究。



組織・業務の効率化による、賦課・徴収業務に注力する人員・時間の確保

② 徴収部門における専門職員(国税OB・フルタイム)の配置

《現在》

指導員として委嘱(週2日)
(徴税吏員としての身分無し)



《これから》

任期付職員(週5日)
(徴税吏員としての身分あり)

体制の強化

- 滞納処分の方法や、困難事案に関する解決方法等の指導・実践、研修の実施
⇒ 職員の滞納整理に関する専門性・実務の強化を図る。

効果

- | | | | | |
|--|-------|-----|-------|--------|
| ① 差押物件の換価強化 ⇒ 公売の実施 | H30実績 | 1件 | H31目標 | 2件以上 |
| 相続人不存在案件の相続財産管理人選任強化 | H30実績 | 4件 | H31目標 | 4件以上 |
| ② 税務署との連携強化 ⇒ 国税還付金の差押え | H29実績 | 87件 | H31目標 | 100件以上 |
| ③ 職員全体のスキルアップ ⇒ 特に公売、法人の滞納整理に関するノウハウを課内に定着 | | | | |

③ 固定資産税申告漏れ調査の強化(償却資産)

《平成31年度》

法人市民税データから新規事業者等を捕捉し、税務署において国税資料の閲覧を実施



新規課税の更なる掘り起し

※以降、毎年度テーマを定めて未申告者及び申告漏れの更なる捕捉を行う

④ 市民税未申告者に対する調査の強化

現在行っている、未申告者に対する申告勧奨に加え、調査等により把握した収入情報を活用し、課税につなげるための手法、体制について検討する。

⑤ 多様な支払方法の導入と更なる検討

市民サービスの向上、市税徴収率の向上を目的とし、電子納付の導入と更なる検討を行う。

- LINE-Pay(平成31年4月導入予定) ・ ペイジー(平成32年度導入予定)

⑥ 口座振替の更なる推進

市税の確実な納付を促すため、口座振替率の向上をさらに推進する。

- 現在の周知に加え、ネット口座振替受付サービスの導入などを検討

※ 参考 平成29年度金額ベースの実績 市県民税28.8% 固定資産税37.4% 軽自動車税5.8%

今後の取り組みに向けて・・・

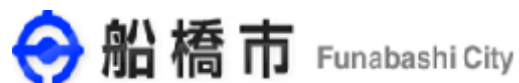
◆ 安定的な市税収入の確保に向けて

- 市税は地方財政の根幹
- 税の公平性の観点からも、
正しい賦課と確実な徴収
税の活用について理解と共感を得られるための説明責任 が求められる。

このほか・・・

◆ 公金徴収における適正かつ公平な制度の維持に向けて

- 滞納せずに納めている市民が不公平感を抱くことがないよう、
適正かつ公平な制度の維持が求められる。



平成30年度第5回 船橋市行財政改革推進会議

普通建設事業の見直しと 公共施設マネジメントについて

平成31年2月1日

企画財政部 政策企画課・財産管理課

1. 普通建設事業の見直しについて

意見書(抜粋)

【意見書】

普通建設事業について年度間の平準化を進める等可能な限り市債の発行を抑制する工夫が必要

【提言】

1. 事業の総点検と優先順位づけ

- 事業の必要性の総点検
- 仕様や設備等の合理化・効率化についての徹底的な検証
- 将来の人口動態等も踏まえた事業の優先順位付け

2. 計画的な都市基盤整備・公共施設等保全

- ライフサイクルコストを踏まえた都市基盤の整備・公共施設等の保全

3. 大規模事業の見直し

- 将来財政推計を勘案した、着手時期や事業時期等の平準化
- 事業廃止や先送りも視野に入れた検討

2. 普通建設事業の優先順位付け

◆ 優先順位付けの手法と視点

- ✓ ①公共建築事業、②公共建築物保全計画における事業、③都市基盤整備事業等に分類
- ✓ 事業実施についての考え方を、短期的視点、中・長期的視点に仕分け

① 公共建築事業

短期的視点	中・長期的視点
<ul style="list-style-type: none">● 既に工事に着手している事業● 国や県の指針・計画等に基づき整備することが必要とされる事業	<ul style="list-style-type: none">● 左記以外の事業は、可能な限り抑制する方向で検討。

② 公共建築物保全計画における事業

短期的視点	中・長期的視点
<ul style="list-style-type: none">● 著しい劣化状況であり、改修が必要とされる事業● 上記事業のほか、施設の劣化度等を勘案し、国県補助金を活用することができる事業	<ul style="list-style-type: none">● 「個別施設計画」により将来的に使用しない部分については、原則保全計画の対象外とする。● 必要な措置を施すことで建物の長期使用が可能な場合にはこれを行う。

③ 都市基盤整備事業等

短期的視点	中・長期的視点
<ul style="list-style-type: none">● 事業認可を得て実施している等、既に着手している事業● 道路、橋りょう、都市公園、河川における既存施設の改良・維持補修事業● 国・県・他自治体と協調して実施する事業	<ul style="list-style-type: none">● 左記以外の事業は、可能な限り抑制する方向で検討。

3. 公共建築事業の適正な進行管理の徹底

◆ 公共建築事業の適正な進行管理に向けた組織体制の確立

現状と課題

- ・事業進行について、全体をマネジメントする組織がない
⇒ 庁内議論が不十分なまま、事業が進行
- ・基本構想時における施設に求める機能が不明確
⇒ 実施設計段階での追加要望に伴うコストの増大
- ・設計期間が短い
⇒ 追加要望が必要な機能か検討が不十分
- ・基本構想において技術的見地からの精査が不十分

「公共建築事業設計調整会」の設置

見直しの視点

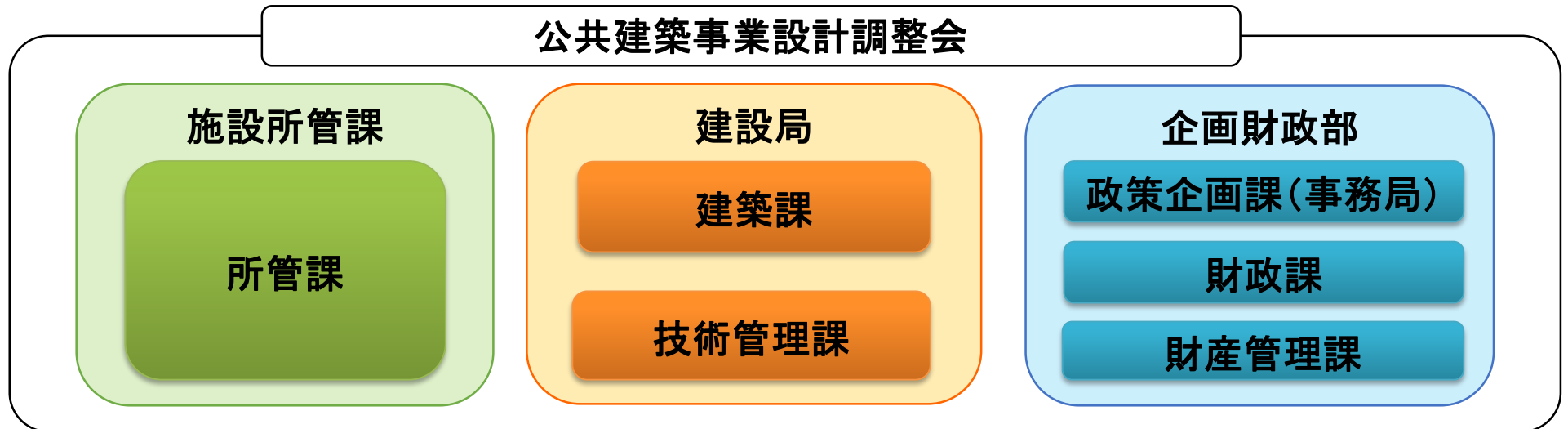
- ✓ 事業全体の適正な進行管理の徹底
 - ✓ 新築・増築・改修の設計内容について、真に必要な機能が明確になるよう協議・調整
 - ✓ 仕様の見直し・統一化など、多様な視点から検証
- 等

◆ 公共建築事業設計調整会について

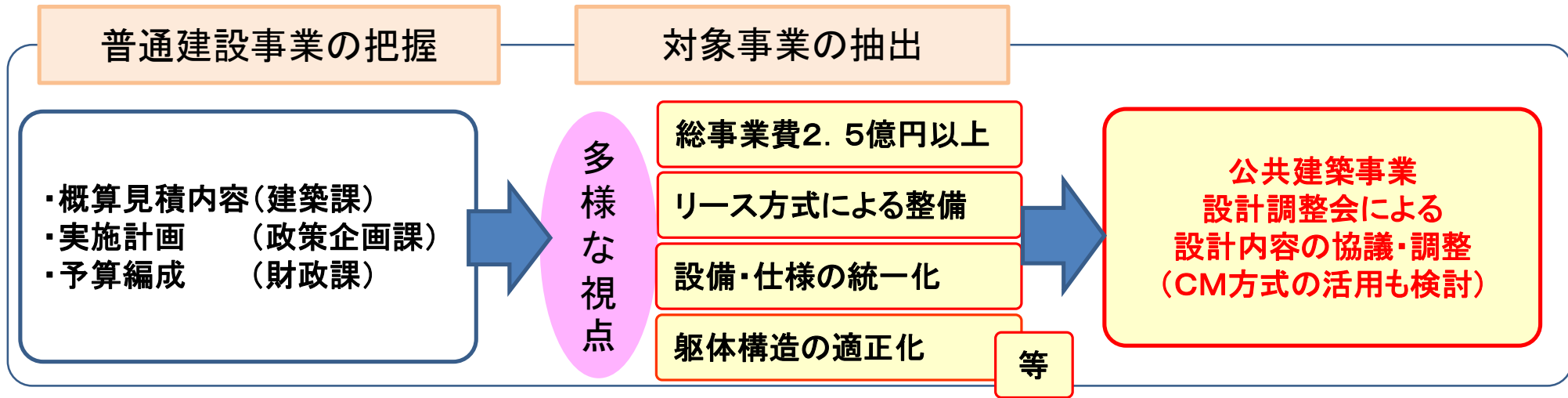
【目的】

公共建築物の新築・増築・改修の設計内容について、協議・調整することにより、真に必要な機能を明確にし、適正な建築物を建設する。

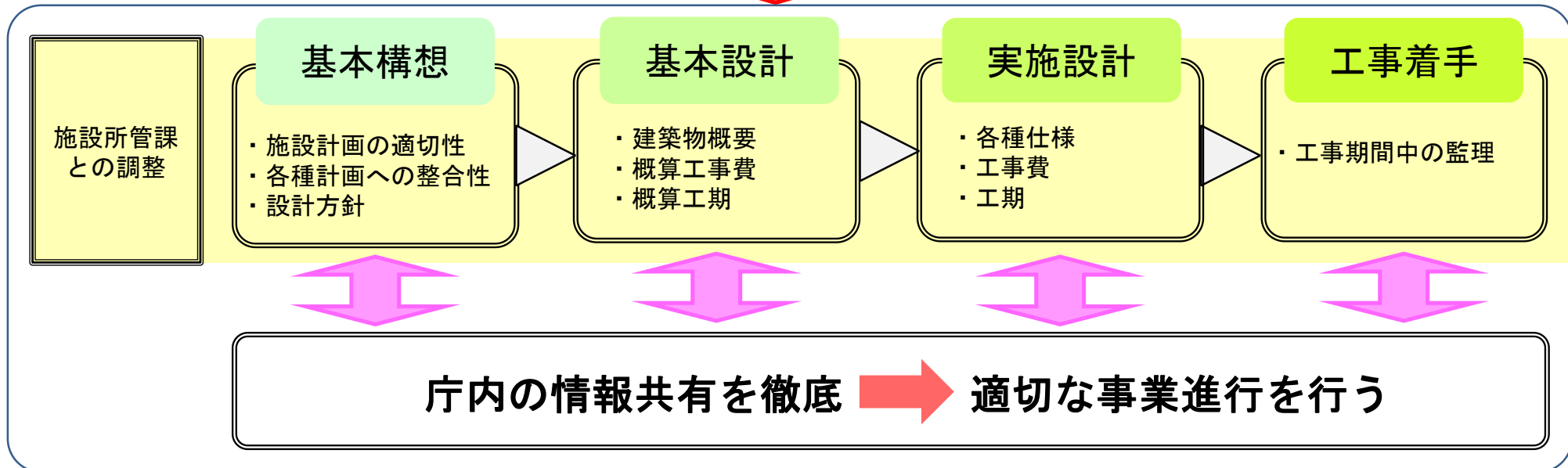
【構成課】



◆ 公共建築事業設計調整フロー



※CM方式:発注者の下でコンストラクションマネージャー(CM)が設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の一部または全部を行う方式



4. 公共施設マネジメント

短期的視点

専門的部署の設置

個別施設計画の作成

長期的な視点で施設のあり方を検討

スペースに余裕が生じる施設・敷地の有効活用の検討

長寿命化の推進及び管理運営の効率化

・優先度を考慮した保全事業の推進 ・照明器具のLED化や遊休資産の売払い 等

中・長期的視点

個別施設計画の実行

(仮称)船橋市行財政改革推進プラン策定について

趣旨

今後、多様化する行政ニーズに加え、高齢化のさらなる進行、人口減少などの社会情勢の変化が見込まれます。このような中で、必要な市民サービスを維持し、持続可能な行財政運営を行っていくために、これまでの市の運営体制を抜本的に見直す必要があります。

この行財政改革推進プランでは、こうした運営体制の見直しの考え方のほか、漫然と施策を拡大するのではなく、選択と集中により事業の精査や見直しを行うことや、歳入の積極的な確保など、徹底した行財政改革を進めていくために、今後、市が実施する具体的な取り組み内容をお示しするものです。

取組内容

各々の取り組みを短期的・中長期的に仕分けし、実施。

